

○中国地方整備局告示第百六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十三年五月二十六日

中国地方整備局長 福田 功

第1 起業者の名称 岡山県

第2 事業の種類 主要地方道9号芳井油木線改築工事（岡山県井原市芳井町川相字大道ノ下地内から同市芳井町川相字射場地内まで）及びこれに伴う市道付替工事

第3 起業地

- 1 収用の部分 岡山県井原市芳井町川相字大道ノ下、字谷田、字迫田及び字射場地内
- 2 使用の部分 岡山県井原市芳井町川相字大道ノ下、字谷田及び字迫田地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、岡山県井原市芳井町吉井字山内地内から同市芳井町川相字大道ノ下タ地内までの延長1,600mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする主要地方道9号芳井油木線改築工事及びこれに伴う市道付替工事（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。本件事業のうち、主要地方道9号芳井油木線改築工事（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第3号に掲げる都道府県道に関する事業として、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。また、本体事業により必要となる市道の付替工事は、道路法第3条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

主要地方道9号芳井油木線（以下「本路線」という。）は、道路法第7条の規定により岡山県知事が県道に認定した路線であり、岡山県は同法第15条の規定により本路線の道路管理者であることなどから、起業者である岡山県は本件事業を施行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

本路線は、岡山県井原市と広島県神石郡神石高原町を連結する主要幹線道路であり、沿線の地域住民の通勤、通学等の日常生活及び地域間の連携を担う重要な路線となっている。また、本路線は、約800台/日の大型のダンプトラックが、井原市芳

井町上嶋地域で採掘される石灰石を、広島県福山市の製鉄工場へ運搬しているなど、地域産業の物流における幹線機能を果たしており、産業支援の観点からも重要な役割を担っている道路である。

しかし、井原市芳井町吉井宇山内地内から同市芳井町川相字大道ノ下タ地内までの延長約2.3kmの区間（以下「現道」という。）は低山地に挟まれた谷底部で、最小道路幅員が5.0mと狭小な上、最小曲線半径が25mの急カーブ箇所等がある。現道は制限速度が30km/hまたは40km/hとなっているが、道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める最小曲線半径、最小曲線長、視距の標準値を満足していない線形不良箇所が18箇所あり、車両の通行や離合に支障をきたしている。

また、現道は、井原市立芳井中学校の通学路に指定されており、家屋等が連担している箇所が点在しているにもかかわらず、歩道等が未整備であり、歩行者等の安全な通行の確保が困難な状況である。

このような状況に対応するため、本件事業は本件区間を対象として道路構造令に基づく第3種第3級の規格による2車線道路を、バイパス方式により整備するものである。本件事業で新設されるバイパス道路により、平成42年に見込まれる将来交通量2,597台/日を円滑に処理することができ、幅員狭小や線形不良の解消が図られ、本路線の主要幹線道路としての機能が向上するとともに、大型車両を含む通過交通が現道から転換され、現道環境の改善及び交通事故の危険性も軽減できるとされていることから、円滑な交通の確保に寄与するものと認められる。

なお、本件事業による生活環境に及ぼす影響については、環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び岡山県環境影響評価等に関する条例（平成11年条例第7号）に定める環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で同法に準じた道路環境影響評価の技術手法（財団法人道路環境研究所）による評価方法等により、自動車の走行に起因する大気汚染、騒音及び振動について、既存文献等を基に検証を行った結果、各種基準を満足するものと予測している。よって、本件事業の施行に伴う環境への影響は軽微であると判断される。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。

## (2) 失われる利益

本件事業により改変される起業地に生息する可能性がある希少な動植物に与える影響について、起業者が、本件区間及び近傍地において現地調査及び既存文献等を基に任意で調査を行った結果、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に基づく動植物の生息は確認されなかったものの、環境省レッドリスト（両生類、爬虫類：2006、哺乳類、魚類、植物：2007）及び岡山県野生生物目録（2009）に掲載されている哺乳類2種（コキクガシラコウモリ、ユビナガコウモリ）、鳥類4種（ノスリ、イカルチドリ、ヤマセミ、オオルリ）、魚類8種（アブラボテ、シロヒレタビラ、ズナガニゴイ、アユモドキ、スジシマドジョウ中型種、アカザ、アマゴ、オヤニラミ）の重要な動物の生息の可能性が確認された。この結果に基づき起業者が現地調査を行った結果、本件事業により直接改変される区域内にはこれらの種の生息に適した環境は見受けられず、直接改変される区域外にはこれらの種の生息適地が広く存在すること、また、工事中は生息適地へ

の土砂及び濁水の流出を防止する対策を行うことから、本件事業による希少な動植物に与える影響は軽微なものと予測されている。

また、文化財保護法（昭和25年法律第 214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地については、起業者が岡山県教育庁文化財課に確認した結果、本件区間内には存在しないことが確認されている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

### (3) 事業計画の合理性

本件事業は、現道の幅員狭小及び線形不良箇所を解消し、円滑な車両の交通及び歩行者等の安全な通行を確保することを目的としてバイパス方式により改築するものであり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業を施行するルートを選定にあたっては、低山地に挟まれた谷底部の現道を拡幅すると、高切土が発生し、現道沿線にある県指定記念物の名勝「天神峡」に対する景観上の影響及び並行する河川への影響が大きいと判断されたため、現道拡幅案は除外した上で、トンネル施工を伴うバイパス方式の2案について、比較検討が行われている。

申請案と他の案を比較すると、申請案は路線延長において長くなるものの、施工性に優れ、現道と平面交差するなど利便性も優れること、事業費も廉価になることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が合理的であると認められる。

さらに、本体事業施行に伴う市道の付替工事の計画は、施設の機能維持について必要最小限の付替を行うものであり、社会的、技術的及び経済的に適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上(1)～(3)の検討から、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

## 4 法第20条第4号の要件への適合性

### (1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は道路構造令に定める最小曲線半径、最小曲線長、視距の標準値を満足していない線形不良箇所が18箇所あり、車両の通行や離合に支障をきたしている。

また、現道は、家屋等が連担している箇所が点在しているにもかかわらず、歩道等が未整備であり、歩行者等の安全な通行の確保が困難な状況であることから、できるだけ早期に安全かつ円滑な交通を確保する必要があると認められる。

また、本件事業の早期完成を求める声は強く、岡山県井原市長を会長とし、広島県神石高原町長を副会長とする主要地方道芳井油木線改良促進期成会から、毎年要望書が提出され、本件事業の整備促進を強く要望されているところである。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 岡山県井原市芳井支所